

# 茨城県報

第329号

平成4年3月23日

月曜日

## 目次

### 規則

ページ

- 茨城県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則(港湾課)..... 1
- 建築基準法施行令第32条第1項の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則(建築指導課)..... 4

### 告示

- 国民健康保険医等の登録(2件)(医療福祉課)..... 5
- 青少年に有害な図書指定(県民生活課)..... 5
- 第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業振興課)..... 6
- 保安林の指定の解除の予定(林業課)..... 7
- 道路の供用の開始(2件)(道路維持課)..... 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(ダム砂防課)..... 8
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(5件)(都市計画課)..... 9
- 土地区画整理組合の解散の認可( " )..... 11
- 指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正(出納第一課)..... 11
- 土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)..... 12

### (大規模小売店舗審議会)

- 第二種第規模小売店舗における小売業に関する公示..... 12

### 公告

- 県営土地改良事業計画の変更(3件)(農地管理課)..... 13
- 開発行為の工事完了(4件)(建築指導課)..... 14
- 道路の位置の指定( " )..... 15

## 規則

### 茨城県規則第21号

茨城県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則の一部を改正する規則

茨城県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制に関する規則（昭和37年茨城県規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第14条第1項）

1 占用料

種 類		単 位		占 用 料 (単位円)	備 考
電柱類（本柱、支柱、支線柱、支線、 H柱、2脚以下の鉄塔等）		年	本	1,140	H柱、2脚の鉄塔等は、 本柱の2本分とみなす。
鉄 塔 類		年	平 方 メ ー ト ル	1,480	3脚以上のものに限る。
架 空 管 類		年	メ ー ト ル	170	電線類を除く。
仮 設 建 物 敷 地 類		年	平 方 メ ー ト ル	200	
商 品 置 場 及 び 露 店 類		月	平 方 メ ー ト ル	280	
地 下 埋 設 物 類	外口径 8センチメートル未満	年	メ ー ト ル	60	ガス管及び水道管につい ては、左の額の100分の 50に相当する額とする。
	外口径 8センチメートル以上 15センチメートル未満			70	
	外口径 15センチメートル以上 30センチメートル未満			150	
	外口径 30センチメートル以上 100センチメートル未満			280	
	外口径 100センチメートル以上			580	
地 下 施 設 類		年	平 方 メ ー ト ル	830	
工 事 用 施 設 類 (詰所、板囲、足場、材料置場等)		月	平 方 メ ー ト ル	170	
軌 道 施 設 類		年	平 方 メ ー ト ル	1,950	鉄道事業法（昭和61年法 律第92号）による鉄道事 業者若しくは索道事業者 がその鉄道事業若しくは 索道事業で一般の需要に 応ずるものの用に供する もの又は軌道法（大正10 年法律第76号）によるも のを除く。

物置場, 物揚場, さん橋類				年	平 方 メ ー ト ル	170	
け い 船 柱				年	本	1,090	
船 ひ き 施 設				年	平 方 メ ー ト ル	70	
船 舶 修 理 場				年	平 立 メ ー ト ル	110	
漁業施設類	養 魚 場			年	平 方 メ ー ト ル	6	
	活 魚 場					560	
	そ の 他					10	
物 干 場 類				月	平 方 メ ー ト ル	6	
駐 車 場				月	平 方 メ ー ト ル	13	
広 告 塔 類				年	基	10,020	
広 告 板 及 び 看 板 類	他の 物件に添 加するも の	高さ 6 メート ル未満	幅 50 センチメート ル未満	年	枚	700	
		高さ 6 メート ル以上	幅 50 センチメート ル以上			990	
	その 他の もの	高さ 6 メート ル未満	幅 50 センチメート ル未満			560	
		高さ 6 メート ル以上	幅 50 センチメート ル以上			820	
	その 他の もの	幅 50 センチメートル未満				2,750	
		幅 50 センチメートル以上				4,010	
プ ー ル				年	平 方 メ ー ト ル	170	
そ の 他 の 工 作 物 類				年	平 方 メ ー ト ル	110	

## 2 土砂採取料

種 類	単 位	採取料（単位円）	備 考
砂	立方メートル	160	
砂 利	立方メートル	230	
土 砂	立方メートル	120	土を含む。

備考 占用料の総額が100円未満であるときは、100円とする。

## 付 則

- この規則は、平成4年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項第1号又は第2号の規定により占用又は土砂の採取の許可を受けている者に係る占用料又は土砂採取料の額については、当該許可に係る占用又は土砂の採取の期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。

## 茨城県規則第22号

建築基準法施行令第32条第1項の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

建築基準法施行令第32条第1項の区域の指定に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法施行令第32条第1項の区域の指定に関する規則（平成2年茨城県規則第56号）の一部を次のように改正する。

「、土浦市」を「、土浦市，勝田市」に改める。

## 付 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第 398 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医等
茨国薬 1856	H. 4. 2. 10	白 承 仁
茨国薬 1857	H. 4. 2. 13	斎 藤 麻 衣 子

茨城県告示第 399 号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第9条の規定により告示する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国民健康保険医等
茨国医 7854	H. 4. 2. 26	木 村 正 樹
茨国医 7855	H. 4. 2. 26	渡 辺 卓
茨国医 7856	H. 4. 2. 26	小 田 克 彦
茨国歯 2407	H. 4. 2. 21	劉 宏 志
茨国歯 2408	H. 4. 2. 21	游 淑 盈
茨国歯 2409	H. 4. 2. 26	山 田 浩 之

茨城県告示第 400 号

茨城県青少年のための環境整備条例（昭和37年茨城県条例第60号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 書籍・雑誌

番 号	誌 名	号 別	発 行 所
1	ベ ッ ピ ン	4 月 号	英知出版(株)
2	デ ラ ベ ッ ぴ ん	〃	メディアックス
3	ア ク ト レ ス	〃	(株)リード社
4	エ ク ス ポ ー ズ	〃	(株)ダイアプレス
5	ザ・トップMAGAZINE	〃	〃
6	ザ・ナイスMAGAZINE	〃	(株)司書房
7	セクシーアクション	〃	(株)サン出版
8	ベストビデオ	〃	三和出版(株)
9	さくらんぼ通信	〃	(株)大洋図書
10	バナナ通信	〃	(株)ラン出版
11	クラッシュ	〃	(株)白夜書房
12	熱烈投稿	〃	(株)少年出版社
13	ペンギンクラブCOMIC	〃	辰巳出版(株)
14	ギャルズ通信	〃	(株)日本出版社
15	コミックBOY	〃	〃
16	ビップマガジン	〃	ミリオン出版(株)
17	気になるお隣りさん	1991年9月1日	(株)ワニマガジン社

## 2 ビデオテープ

番 号	題 名	製 作 者 等
1	奥まで熱っぼいの！	(株)ビデオクールミント(S-78)
2	家畜調教師	シャワーズ・インターナショナル(SHW-001)
3	ダッダァーン娘	ダイヤモンド映像(株)(DVI-327)
4	巨乳のすすめ	(有)美宝堂(BPV-01)
5	見られてされてあ〜いい気持	ヴィ・ビデオ(VX-011)

## 茨城県告示第401号

## 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

倉 持 節 司

2 建物の名称及び所在地

三 喜 岩 井 店

岩井市字殿山前 2 2 3 9 番 1

茨城県告示第 402 号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和 48 年法律第 109 号）第 3 条第 2 項の規定により公示する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届出者の氏名又は名称

荒 井 亨

2 建物の名称及び所在地

荒 井 ビ ル

つくば市東新井 3 1 - 3 外

茨城県告示第 403 号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の規定により告示する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除をする保安林の所在場所

鹿島郡波崎町字豊ヶ崎 9 1 0 5 の 2

2 指定された目的 飛砂の防備

3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第 404 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 4 年 3 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 矢幡潮来線
- 2 供用開始の区間 行方郡潮来町大字築地字子渡り 1 1 8 番 2 地先から  
行方郡潮来町大字辻字江寺 1 5 9 1 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 4 年 3 月 25 日

茨城県告示第 405 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 4 年 3 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 成田小見川鹿島港線
- 2 供用開始の区間 鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷 2 9 7 4 番 5 地先から  
鹿島郡神栖町大字息栖字稲荷後 3 9 4 3 番 2 4 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 4 年 3 月 25 日

茨城県告示第 406 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和 44 年法律第 57 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部ダム砂防課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 区 域 の 名 称 東宮下急傾斜地崩壊危険区域
- 2 土 地 の 範 囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱 4 号まで順次結んだ線、及び標柱 4 号から市道 4 1 3 4 号線西側境界線に沿って標柱 5 号まで結んだ線、及び標柱 5 号から標柱 6 号まで結んだ線、及び 6 号から標柱 1 号までを結んだ線に囲まれた区域。

市 郡 名	町 名	字 名	地 番 等	標柱番号	備 考
北 茨 城	大 津	宮 下	1 1 0 7 - 1	①	
〃	〃	〃	1 1 1 0	②	
〃	〃	〃	1 1 1 2 - 1	③	



北 茨 城	大 津	宮 下	1 1 3 1 市道4 1 3 4号線	④	境界線上の点
”	”	”	1 1 3 1 市道4 1 3 4号線	⑤	”
”	”	”	1 1 0 1	⑥	

茨城県告示第407号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により五郎台土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 五郎台土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和55年12月8日から平成6年3月31日まで
- 3 事 務 所 の 所 在 地 鹿島郡神栖町深芝2855
- 4 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和55年12月8日
- 5 変 更 の 主 な 内 容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更
- 6 変 更 認 可 の 年 月 日  
平成4年3月23日

茨城県告示第408号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により森山土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 森山土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和54年12月24日から平成5年3月31日まで
- 3 事 務 所 の 所 在 地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
- 4 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和54年12月24日
- 5 変 更 の 主 な 内 容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更
- 6 変 更 認 可 の 年 月 日  
平成4年3月23日

**茨城県告示第 409 号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により吹上土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 吹上土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和49年10月3日から平成5年3月31日まで
- 3 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
- 4 設立認可の年月日  
昭和49年10月3日
- 5 変更の主な内容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更
- 6 変更認可の年月日  
平成 4 年 3 月 23 日

**茨城県告示第 410 号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により川尻土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 川尻土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和53年10月5日から平成5年3月31日まで
- 3 事務所の所在地 日立市助川町1丁目1番1号 日立市役所内
- 4 設立認可の年月日  
昭和53年10月5日
- 5 変更の主な内容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更, 土地の種目別地積の変更
- 6 変更認可の年月日  
平成 4 年 3 月 23 日

**茨城県告示第 411 号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により川尻駅東土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 川尻駅東土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和56年10月29日から平成5年3月31日まで

- 3 事務所の所在地 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号 日立市役所内  
 4 設立認可の年月日  
 昭和 56 年 10 月 29 日  
 5 変更の主な内容 事業施行期間の変更, 資金計画の変更  
 6 変更認可の年月日  
 平成 4 年 3 月 23 日

茨城県告示第 412 号

結城市鹿窪土地区画整理組合の解散について認可したので, 土地区画整理法 (昭和 29 年法律第 11 9 号) 第 45 条第 4 項の規定により告示する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第 413 号

昭和 56 年 4 月 1 日茨城県告示第 486 号の 3 で告示した地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 168 条第 1 項に規定する指定金融機関及び同条第 4 項に規定する収納代理金融機関の一部を次のように改正し, 平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

別表第 2 1 県内に本店 (本所) が所在し, 県内の全ての店舗で収納の事務を取り扱う金融機関の表中

千代田村農業協同組合	新治郡千代田村大字上土田 6 4 0 番地の 2	を
茨城千代田農業協同組合	新治郡千代田町大字中佐谷 2 4 3 番地の 2	に

改める。

別表第 2 2 県内に本店が所在し県外に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗及び県外に本店が所在し県内に所在する店舗で収納事務を取り扱う金融機関の店舗の表中

株式会社太陽神戸三井銀行土浦支店	土浦市桜町 1 の 7	を
株式会社太陽神戸三井銀行牛久支店	牛久市牛久町 2 8 0 番地	
株式会社太陽神戸三井銀行取手支店	取手市取手 2 丁目 10 番 15 号	
株式会社さくら銀行土浦支店	土浦市桜町 1 丁目 7 番 7 号	に
株式会社さくら銀行牛久支店	牛久市牛久町 2 8 0 番地	
株式会社さくら銀行取手支店	取手市取手 2 丁目 10 番 15 号	

改める。

## 茨城県告示第414号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業梶無地区第2換地区に係る換地処分をした。

平成4年3月23日

茨城県石岡台地土地改良事業所長 大 澤 邦 雄

~~~~~

(大規模小売店舗審議会)

## 茨城県大規模小売店舗審議会告示第13号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則(昭和49年通商産業省令第17号)第9条の規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称及び住所(2)事業者にあつては、その事業の種類(3)略歴(法人及び団体にあつては事業の沿革)(4)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局(茨城県商工労働部商業振興課内)に到着するように提出して下さい。

平成4年3月23日

茨城県大規模小売店舗審議会

委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称  
株式会社 長崎屋ホームセンター
  - 2 届出者の住所 東京都足立区東保木間1丁目26番22
  - 3 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地  
豊 晃 ビ ル  
笠間市笠間1593-1外
  - 4 開 店 日 平成4年9月1日
  - 5 店 舗 面 積 1,337㎡
  - 6 閉 店 時 刻 午後7時(但し年間60日を限度として午後7時30分)
  - 7 休 業 日 数 年間24日
  - 8 主として販売する物品の種類  
文化用品, 雑貨, 家庭用品
- ~~~~~

## 公 告

### ●県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営石岡台地地区土地改良事業（用排水施設）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営石岡台地地区土地改良事業（用排水施設）変更計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 4 年 3 月 24 日から平成 4 年 4 月 17 日まで

3 縦 覧 の 場 所

石岡市役所，玉里村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営石岡台地地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営石岡台地地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書写し

2 縦 覧 の 期 間

平成 4 年 3 月 24 日から平成 4 年 4 月 17 日まで

3 縦 覧 の 場 所

石岡市役所，玉里村役場

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営石岡台地地区土地改良事業（区画整理）を計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

県営石岡台地地区土地改良事業（区画整理）変更計画書写し

## 2 縦覧の期間

平成4年3月24日から平成4年4月17日まで

## 3 縦覧の場所

石岡市役所, 玉里村役場

---

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第3項の規定により公告する。

平成4年3月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

土浦市大字粕毛字上田106番, 101番1の一部

## 2 事業主の住所及び氏名

下館市二木成827番地の5

関彰商事株式会社

代表取締役 関 正 夫

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字筑波字門前753番1, 大字筑波字一丁目754番4, 755番1, 同番2, 756番1, 同番2, 757番1, 大字筑波字横道808番6

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字筑波753番地の1

株式会社 青木屋

代表取締役 青 木 利 夫

---

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字諸川字大竹1379番地1, 同番3

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町仁連1921番地4

サンワ設計株式会社

代表取締役 森 誠

---

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
結城郡千代川村大字原字新田前 1 0 2 9 番 1, 1 0 3 0 番 1
- 2 事業主の住所及び氏名  
結城郡千代川村大字原 4 9 3 番 1  
有限会社 三栄商事  
代表取締役 渡 辺 昭 一

●道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 4 年 3 月 23 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                 |                   | 道 路 の 位 置            | 道路幅員及び延長     |              |
|----------------|--------------|-----------------------|-------------------|----------------------|--------------|--------------|
|                |              | 氏 名                   | 住 所               |                      | 幅 員          | 延 長          |
| 境土木指令<br>第223号 | 4.3.13       | サンワ設計<br>(株)<br>代 森 誠 | 三和町大字仁連<br>1921-4 | 三和町大字諸川<br>字海道東828-1 | メートル<br>4.23 | メートル<br>23.3 |

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)